

補償保険

●補償保険

ファミリーサポート事業において、援助活動中の事故などに備えるために「補償保険」に加入しています。

1. サービス提供会員傷害保険

提供会員が、援助活動中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

種類	補償額	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日より180日以内に死亡したとき
後遺障害	障害の程度により 500万円～15万円	事故日より180日以内に後遺障害が発生したとき
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内の入院
手術	3,000円×所定倍率 (10・20・または40倍)	事故日より180日以内に傷害のため手術を受けたとき
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内の通院 (90日を限度とする)

2. 賠償責任保険

提供会員が、援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人。なお、提供会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは提供会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円
初期対応費用	500万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円

3. 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、援助活動を受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

種類	補償額	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内に死亡したとき
後遺障害	障害の程度により 300万円～9万円	事故日より180日以内に後遺障害が発生したとき
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内の入院
手術	3,000円×所定倍率 (10・20・または40倍)	事故日より180日以内に傷害のため手術を受けたとき
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内の通院 (90日を限度とする)